

市芦救援会通信

市芦救援会通信 臨時号 99/4 <1部100円> 発行人 玉本 格

市芦救援会 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 TEL0797(32)1131

臨時号 1999年4月

鈴木, 吉岡, 長瀬先生 市芦高校に復帰!

三先生復帰の実現をバネに 地裁の勝利判決を勝ち取り 原告全員の早期復帰を勝ち取ろう

去る三月二十九日、人事異動の内示が出され、鈴木、吉岡、長瀬（別件公判）の三先生が市芦高校に復帰することになりました。

一九八六年～一九八八年の強制配転から、実に一年～二年六月を経ての現場復帰となりました。しかし、今もなお、滝山、小川、森村、石橋、深沢の五先生は二年を越える長期の強制配転のままであり、複雑な思いです。

しかし、この復帰実現は二年を越える長期闘争への皆様方の変わらぬご支援の賜であり、ここに厚くお礼を申し上げます。

なお、今回の異動において、英語科に関して市教委から中学教諭出身の指導主事を転入させており、森村先生の復帰をまたまた阻んでいます。

さらに、小川先生が公民館から愛護センターに再々配転になりました。春の公民館講座の講師選定に際して、従前からその実績を公認されていた講師（芦屋市民）について、「芦屋市行政（北村市政）」と異なる意見を持つ人物「講師にふさわしくない」として、講師から外すように市教委から圧力がかけられました。

そもそも、社会教育法の趣旨により、「すべての市民があらゆる機会、場所を利用して文化的教養を高める」ために、地方自治体は「環境を醸成する」任務があるのです。

しかし、芦屋市は「為政者と異なる意見を有する」ということをもって、公民館の自主活動の場に不当に介入したのです。そして、この圧力に抗議した小川先生を配転させたのです。まさしくファシズムそのものです。

芦屋市のこのやり方は、教育、文化、福祉、そして震災復興とあらゆる場面で見られます。「支配と服従」の論理を貫徹すべく、抵抗するものを徹底して排除してきたのです。「異見」を認めず排除する。それが北村市政であるのです。

これらの人事に強く抗議すると共に、来る五月の判決を勝利し、原告全員の早期の現場復帰を勝ちとるまで、一層のご支援をお願いするものです。

なお、救援会で支援していただきました鈴木、吉岡両先生の復帰に關しまして、厳しい学校現場に戻られるにあたり、今まで支援をいただきました皆様方の激励の声を先生方に届けたく、是非ともご意見を事務局までお寄せいただければ幸いです。

抗議及び申入書

1999年3月31日

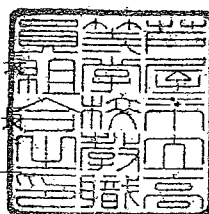
芦屋市教育委員会

教育長 三浦清様

兵高教阪神支部市芦分会

芦屋市立高等学校教職員組合執行委員

森村啓



去る3月29日、1999年度人事異動が内示されました。我々組合は終始一貫して、市立芦屋高校の教員に異動があれば、強制配転した組合員を現場復帰させるよう要求してきました。しかるに今回の内示では、鈴木、吉岡、長瀬の三先生の市立芦屋高校への復帰が内示されていますが、英語科教諭の県立高校への転出に伴う後任には、森村先生ではなく、市教委から渡邊指導主事を異動させています。また、公民館の小川先生を愛護センターに再々配転させる異動が内示されています。この英語科後任の人事異動と小川先生に対する再々配転は明らかに不当であり、承服しがたいので、ただちに撤回されることを要求します。

そもそも、英語科教諭転出に伴う後任人事が何故森村先生ではなく、高校現場の経験のない渡邊指導主事なのでしょう。渡邊指導主事は新一年生の学年主任に予定されていることが、29日の市立芦屋高校の職員会議で学校長より一方的に職員に通告されています。職員の総意で学校運営を行うことなど眼中になかった学校長は二年間の腰掛期間を終えるにあたり、自らの転出先すら明らかにせず、「私も無事退職できました」と言って市立芦屋高校を去っていきました。このような校長や主任に任命されてやってくる指導主事は管理職養成のための人事異動でしかなく、今の市立芦屋高校には百害あって一利なしです。貴職が県立高校の校長養成、あるいは中学校の管理職養成のための人事政策を続けることは、市立芦屋高校の教育に対する重大な責任放棄であるといえます。

この人事政策は強配者の現場からの長期にわたる排除と表裏をなしているもので、許されることではありません。

一方、小川先生は1992年4月1日に肢体不自由児施設みどり学級から社会

教育部市民センター教育事業係に再配転されています。このことは小川先生については「障害児教育に熱心であるから配置換えした」と主張してきた処分者側自ら、根拠のなかった異動であることを認めたことに他なりません。それよりこの時点で市立芦屋高校に帰すべきなのです。

今回の小川先生の再々配転となる異動理由ははっきりしています。春の公民館講座の講師に、佐治先生を講師に招聘したことです。先生は芦屋市民であり、近現代史の学者として、また大学の先生として活躍されている人物です。先生を公民館講座の講師として招聘するにあたり、公民館長、社会教育部長と対立したことが再々配転となる今回の異動の理由です。

先生は、過去八年間にわたり公民館講座の講師として出講をお願いしてきました。なかでも「近現代史ゼミナール」は絶大な人気を博し、受講者で組織された「現代史研究会」というグループまで誕生し、現在も活動しています。公民館運営審議委員会で先生のことが問題になったことは一度もありません。先生が講師を忌避された理由は、市政に対し異なった意見を持っていると言う事です。異なった意見をもっている者はなにがなんでも排除する貴職の強権的姿勢は、私たちを市立芦屋高校から排除した姿勢と同じものです。社会教育の本来の在り方を守ろうとした職員を排除した今回の異動は許されるものではありません。公民館事業に権力的に介入し、従わなければ異動させるという姿勢は時代錯誤も甚だしいあまりにも狭量な姿勢と言わざるを得ません。

上司に異見を持つ者はなりふり構わず異動する今回の異動に満身の怒りをもって抗議します。

今回の小川先生に対する内示の撤回と、市立芦屋高校から強制配転した教員の高校への現場復帰を重ねて要求します。

あらためて早期の全員復帰を求める

三先生の現場復帰に際して

3月29日に、1999年度人事異動の内示が出され、4月1日付けで鈴木、吉岡、長瀬先生が市芦高校へ復帰することとなりました。

1986年10月、1987年4月、1988年4月に不当配転を受けてから、実に11年から12年6月をかけての現場復帰の実現です。

今回の3先生の復帰は、3年前の麻田先生の復帰に続く待望のことですが、11年を越える長期にわたる強配の固定化と、今なお、滝山、小川、森村、石橋、深沢の5先生が12年を越えて強配のまま不本意な毎日を通さざるを得ない状況を思うとき、素直に喜ぶことは出来ません。極めて苦しい復帰です。

まして今回の異動において、森村先生については復帰の条件が整っていたにもかかわらず、高校での教職経験を持たない市教委の職員を充て、復帰を阻み、小川先生については再々強配を行っており、許すことが出来ないことです。

それにしても、芦屋市教委の思惑がどうであれ、今回の復帰は10年を越える小さな闘いを変わりなく今日まで支えていただいた皆さんのおかげであり、心から感謝申し上げます。

芦屋市教委のみならず市公平委員会の不当な裁決をも糺す、神戸地裁での公判闘争は、この5月に判決を迎えようとしています。異動に名を借りて、教員を教育現場から排除するという教員処分史上かつてない処分ゆえに、現行法規に照らしてその違法性は明らかであり、私たちの勝利判決は疑いのないものです。公正な判決によって、無法な芦屋市教委と行政追従で自らの責任を放棄した市公平委員会は裁かれるでしょう。

芦屋市教委は、生徒と教員の切捨てを「教育改革」と偽称した松本壽男教育長時代の施策を、今なお継承しています。私たちは、「松本教育改革」が教育破壊以外の何物ももたらすものでなく、公教育の責務の放棄である市芦高校の廃校路線を突っ走るものであることを指摘し、強く抗議し続けてきました。しかし、芦屋市教委は、私たちの抗議の声を一顧だにせず、大量の定員内不合格者を出し続け、阪神大震災の被災生徒にも追打ちをかける非道を続けました。さらには、入試定員を120名から80名に削減し、市芦高校に高校教育の場を求める子どもの希望を打砕いてきました。その行きつくところは、市芦高校の廃校です。

「松本教育改革」を支える北村春江市政は、「行革に聖域はなく、教育も福祉も対象である」「その一環として市芦高校の廃校もありうる」と臆面もなく、教育や福祉を大切にしようとする人々を脅迫しています。

私たちは、「目の前の子どもが楽しく学校に来れるように力を尽すだけです」と控えめに語る現場の教員や、苦境の中、市芦高校に高校生活を託す子どもや親とともに、「廃校路線」と闘っていきます。今までにもまして、学校教育の現場が抱える困難は厳しいものがありますが、それゆえにいつそうかつて市芦高校が誇っていた「人間教育」の復権に、力及ばずとも、力尽したいと考えます。

今回の復帰を、全員の完全復帰の途上の、一里塚、二里塚と位置づけ、早期の全員復帰の実現をかちとる決意を新たにします。

1999年3月29日

兵高教阪神支部市芦分会
市芦救援会